

# 登録手数料のお支払いについて

生命保険募集人登録の完了翌月に登録手数料のお振込みが必要です。

種別	金額
登録手数料	1,150円 (使用人おひとりあたり)

## 保険業法第281条(登録免許税及び手数料)

第276条の登録を受けようとする者(登録免許税法(昭和42年法律第35号)別表第1第37号の規定により新たな登録とみなされる場合における前条第1項第1号の規定による届出をする者を含む。)は、第1号に掲げる場合にあっては同法の定めるところにより登録免許税を、第2号に掲げる場合にあっては実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

## 登録手数料の振込金額と振込先について

- 振込金額当については、登録日の**翌月**、弊社インターネットサービス**IRIS**を通じて業務管理責任者さま宛にご案内します。
- 振込手数料は貴店にてご負担くださいますようお願いいたします。

## 【ご参考】登録手数料お支払いまでの流れ



お問い合わせ先：エヌエヌ生命保険株式会社 代理店登録センター



**0120-339-115 (メニュー5)**

受付時間 平日9:00~17:00

(土・日・祝日および12/31~1/3を除きます)

自動音声ガイダンスが流れますので「5」を押してください。

アナウンスの途中でもメニュー番号を選べます。



il-jp-arc@nnlife.co.jp



## 募集人登録に必要な手続書類一覧・ご返送確認シート

ご提出いただく書類は、以下の通りです。

弊社へのご返送にあたっては、当書面の「チェック欄」をご確認の上、ご送付ください。

※ご提出書類への押印は全て不要です。

※消せるボールペンでの記入は厳禁です。通常のボールペン等をご使用ください。

必要書類	詳細	作成者	チェック欄
① 募集人登録に関する確認書	代理店さまよりお届けいただく書類です。	代表者 ・ 業務管理責任者	<input type="checkbox"/>
② 登録申請兼誓約書	募集人登録予定の受験者さまよりお届けいただく書類です。	受験者	<input type="checkbox"/>
③ 受験者の本人確認書類  *有効期限内のものをご返送ください	<p>受験者さまの本人確認書類は以下をご提出ください。</p> <p>■コピー可 ・運転免許証、パスポート、年金手帳、福祉手帳(身体障害者手帳・療育手帳等)、マイナンバーカード(ケースに入れた状態でコピー・裏面コピーは不要)、住民基本台帳カード(生年月日の記載があるもの)、健康保険証(※1)、特別永住者証明書または在留カードのコピー ※1.プライバシー保護の為、「記号」「被保険者番号」および「保険者番号」の箇所は予め黒く塗りつぶして送付ください。 <b>登録申請日時点で有効なもの</b></p> <p>■上記書類がない場合 ・住民票記載事項証明書原本 ※マイナンバーの記載は不要です ・印鑑登録証明書原本 <b>登録申請日より前3ヶ月以内に発行のもの</b></p>	受験者	<input type="checkbox"/>

(注)受験者が未成年者の場合は弊社までご連絡ください。



### 登録手数料等のお支払いについて

- ① 募集人登録の翌月上旬に業務管理責任者さま宛にメールで通知します。
- ② 弊社インターネットサービスIRISにて、振込金額と振込先をご確認いただけます。
- ③ 登録月の翌月末までに、募集人おひとりさまにつき1,150円を弊社指定口座へお振込ください。

恐れ入りますが、振込手数料は代理店さまにてご負担いただきますようお願い申し上げます。



### お問い合わせ先

エヌエヌ生命 代理店登録センター 0120-339-115(メニュー5)

受付時間9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除きます)

自動音声ガイダンスが流れますので「5」を押してください。アナウンスの途中でもメニュー番号を選べます。



il-jp-arc@nnlife.co.jp

メールでのお問い合わせも受け付けしております。



# 個人代理店 募集人登録に関する確認書

エヌエヌ生命保険株式会社 御中

貴社と当店との間に締結した法人募集代理店業務委託契約(以下委託契約という)に基づき、当店が生命保険の募集業務を行う為、以下の者の基礎研修が完了したことを報告致します。

また、以下に記載の者は関連法令記載の**生命保険の募集人に従事する使用人の要件(雇用等の形態・法令等による基準)**を充たしていることを確認し、当店の使用人として生命保険の募集業務を行うことをここに記名の上お届け致します。

つきましては、以下の者が委託契約の契約事項を遵守履行するよう管理するとともに、生命保険募集業務一切の責任は委託契約の契約条項に基づき当店が負担致します。

また、本届出後に生命保険の募集に従事する使用人の要件を充たさなくなった場合は当店から速やかに貴社に連絡し、募集人登録後においては募集人登録を廃止させます。

また、**保険業法第281条(登録免許税及び手数料)**に基づき、弊社指定口座へ政令で定める額の手数料を納めることに同意します。

記入日 年 月 日

代理店名 (屋号)	
代表者名 (または業務管理責任者名)	

募集人さまの情報を記入してください		過去の業界共通試験資格復活について	
1	フリガナ	<input type="checkbox"/> 一般課程試験申込済	■区分 使用人の要件は裏面ご参照
	氏名	<input type="checkbox"/> 基礎研修を実施済	<input type="checkbox"/> 代表者
■受験予定日		<input type="checkbox"/> 使用人	雇用
20 年 月 日			派遣
			出向
		■以下、分かる範囲でご記入ください	
		前職の退職年月 〔 年 月 頃 〕	
		前職の代申保険会社 〔 〕	

募集人さまの情報を記入してください		過去の業界共通試験資格復活について	
2	フリガナ	<input type="checkbox"/> 一般課程試験申込済	■区分 使用人の要件は裏面ご参照
	氏名	<input type="checkbox"/> 基礎研修を実施済	<input type="checkbox"/> 代表者
■受験予定日		<input type="checkbox"/> 使用人	雇用
20 年 月 日			派遣
			出向
		■以下、分かる範囲でご記入ください	
		前職の退職年月 〔 年 月 頃 〕	
		前職の代申保険会社 〔 〕	

募集人さまの情報を記入してください		過去の業界共通試験資格復活について	
3	フリガナ	<input type="checkbox"/> 一般課程試験申込済	■区分 使用人の要件は裏面ご参照
	氏名	<input type="checkbox"/> 基礎研修を実施済	<input type="checkbox"/> 代表者
■受験予定日		<input type="checkbox"/> 使用人	雇用
20 年 月 日			派遣
			出向
		■以下、分かる範囲でご記入ください	
		前職の退職年月 〔 年 月 頃 〕	
		前職の代申保険会社 〔 〕	

募集人さまの情報を記入してください		過去の業界共通試験資格復活について	
4	フリガナ	<input type="checkbox"/> 一般課程試験申込済	■区分 使用人の要件は裏面ご参照
	氏名	<input type="checkbox"/> 基礎研修を実施済	<input type="checkbox"/> 代表者
■受験予定日		<input type="checkbox"/> 使用人	雇用
20 年 月 日			派遣
			出向
		■以下、分かる範囲でご記入ください	
		前職の退職年月 〔 年 月 頃 〕	
		前職の代申保険会社 〔 〕	

# 生命保険の募集に従事する使用者の要件

## 1.雇用等の形態による基準について

当店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けていることに加えて、当店の事務所に勤務し、かつ当店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であり、表面に記載したとおり、「雇用」「出向(受)」「派遣(受)」(※1)のいずれかに該当しているもの。

※1「雇用」「出向」「派遣」の意義は、労働関係法規に従って判断している。

使用者を雇用していると認める典型例として、例えば仕事依頼に対する諾否の自由がなく、業務の内容や遂行の仕方について指揮命令を受け、勤務の場所や時間が規律され、業務遂行を他人に代替させえないといった事情がそろう場合など、の認識に基づき、労働関係法規に従って判断しているもの。

## 2.法令等による基準

以下に該当するものでないこと。

- ①保険業法第279条(登録の拒否)第1号から第11号までに該当した場合
- ②保険業法第282条(生命保険募集人に係る制限)に該当した場合
- ③保険業法第275条(保険募集の制限)第3項に規定する再委託の禁止に抵触するおそれのある、業務委託契約・請負契約等の契約形態により使用される使人
- ④暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に係わりがある場合

### ■保険業法第279条(登録の拒否)

内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 1.破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 2.禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 3.この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 4.第三百七条第一項の規定により第二百七十六条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)
- 5.心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
- 6.申請の日前三年以内に保険募集又は保険媒介業務に関し著しく不適当な行為をした者
- 7.保険仲立人若しくはその役員若しくは保険募集を行う使人又は金融サービス仲介業者(保険媒介業務を行う者に限る。第十一号口において同じ。)の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使人
- 8.営業に係り成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号、次号又は第十一号口のいずれかに該当するもの
- 9.法人でその役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの  
イ心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
ロ第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者
- 10.個人でその保険募集を行う使用者のうちに第七号又は次号口に該当する者のあるもの
- 11.法人でその役員又は保険募集を行う使用者のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの  
イ第七号に該当する者  
ロ金融サービス仲介業者

### ■保険業法第282条(生命保険募集人に係る制限)

生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。以下この編において同じ。)又はその委託又は再委託を受けた者は、他の生命保険会社の生命保険募集人に係る制限をしてはならない。

2.生命保険募集人は、他の生命保険会社の役員若しくは使用者若しくはこれらの者の使用者を兼ね、又は他の生命保険会社の委託若しくはその委託を受けた者の再委託を受けて保険募集を行い、若しくは他の生命保険会社の委託若しくはその委託を受けた者の再委託を受けて保険募集を行う者の役員若しくは使用者として保険募集を行うことができない。

3.前2項の規定は、生命保険募集人が2以上の所属保険会社等を有する場合においても、その保険募集に係る業務遂行能力その他の状況に照らして、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合には、適用しない。

## 登録手数料等の支払について

### ■保険業法第281条(登録免許税及び手数料)

第276条の登録を受けようとする者(登録免許税法(昭和42年法律第35号)別表第1第37号の規定により新たな登録とみなされる場合における前条第1項第1号の規定による届出をする者を含む。)は、第1号に掲げる場合にあっては同法の定めるところにより登録免許税を、第2号に掲げる場合にあっては実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

1.所属保険会社等からの委託又は保険募集再委託者からの再委託(一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託又は再委託で内閣府令で定めるものを除く。)を受けて行う第277条第1項の規定による登録の申請(登録免許税法第34条の規定により新たな登録とみなされる場合における前条第1項第1号の規定による届出を含む。)を行う場合

2.前号に規定する申請以外の申請を行う場合

20 年 月 日

財務(支)局長 殿

## 登録申請兼誓約書

保険業法第277条第1項の規定により、同法第276条の生命保険募集人の登録を申請します。また、保険業法第276条の登録を申請するに当たって、同法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）、第9号（同項第6号に係る部分を除く。）、第10号又は第11号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

区分	法使・個使・内		
氏名	(フリガナ)		
生年月日*	(西暦)	年	月 日
性別	男・女		

\*登録申請時点で未成年の場合、別途法定代理人の届出が必要です。弊社までご連絡ください。

### ■保険業法第279条（登録の拒否）

内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
2. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
3. この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
4. 第307条第1項の規定により第276条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第38条第1項（第2号、第4号及び第5号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第12条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合

においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）

5. 心身の故障により保険募集の業務に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
6. 申請の日前3年以内に保険募集又は保険媒介業務に関し著しく不適当な行為をした者
7. 保険仲立人若しくはその役員若しくは保険募集を行う使用者又は金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。第11号ロにおいて同じ。）の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用者
8. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号、次号又は第11号ロのいずれかに該当するもの
9. 法人での役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの  
イ.心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
ロ.第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する者
10. 個人での保険募集を行う使用者のうちに第7号又は次号ロに該当する者のあるもの
11. 法人での役員又は保険募集を行う使用者のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの  
イ.第7号に該当する者  
ロ.金融サービス仲介業者

法使・個使・内用

# 個人代理店 募集人登録に関する確認書 記入例

- 記入はボールペンをご使用ください。消えるボールペンは使用できません。
- 記載内容を訂正する場合は、二重線で訂正ください。訂正印は不要です。

個人代理店 募集人登録に関する確認書	
エヌエス生命保険株式会社 海中	
当社と当店との間に締結した法人募集代理店業務委託契約（以下委託契約という）に基づき、当店が生命保険の募集業務を行なう為、以下の者の基礎研修が完了したことと報告致します。	
また、以下に記載の者は開港法令記載の「生命保険の募集人に従事する使用人の要件（雇用等の形態・法令等による基準）」を充たしていることを確認し、当店の使用者として生命保険の募集業務を行なうこととここに記名の上お届け致します。	
つきましては、以下の者が委託契約の契約事項を遵守履行するよう管理するとともに、生命保険募集業務一切の責任は委託契約の契約条件に基づき当店が負担致します。	
また、本届出後に生命保険の募集に従事する使用的の要件を失ったくなった場合は当店から連絡が貴社に連絡し、募集人登録後においては募集人登録を廃止させます。	
また、保険業法第281条（登録免許税及び手数料）に基づき、弊社指定口座へ該当の額の手数料を納めるに同意します。	
なお、以下の者より、個人情報を貴社に提供することにつけ同意を得ております。	
記入日 2023年4月1日	
代理店名 または「業務管理責任者名」でお届けください。	代理店名 （星名） 代表者名 (または業務管理責任者名)
募集人登録される方の 氏名・フリガナをご記入 ください。	生保太郎 保険事務所 生保 太郎
一般課程試験を受験された方について以下を ご確認ください。	1 生保 次郎 フリガナ セイホ シロウ 氏名 2023/4/3 募集人登録される方の 氏名・フリガナをご記入 ください
・基礎研修を実施済か ・一般課程試験を 申請済か ・受験予定日はいつか	■区分 使用人の要件は裏面に参照 <input type="checkbox"/> 基礎研修を実施済 <input type="checkbox"/> 一般課程試験未達成 <input checked="" type="checkbox"/> 受験予定日 2023/4/3 ■区分 使用人の要件は裏面に参照 <input type="checkbox"/> 基礎研修を実施済 <input type="checkbox"/> 一般課程試験未達成 <input checked="" type="checkbox"/> 受験予定日 2023/4/3 ■区分 使用人の要件は裏面に参照 <input type="checkbox"/> 基礎研修を実施済 <input type="checkbox"/> 一般課程試験未達成 <input checked="" type="checkbox"/> 受験予定日 2023/4/3 ■区分 使用人の要件は裏面に参照 <input type="checkbox"/> 基礎研修を実施済 <input type="checkbox"/> 一般課程試験未達成 <input checked="" type="checkbox"/> 受験予定日 2023/4/3
この書類を記入した日 をご記入ください。	この書類を記入した日 をご記入ください。 前職の退職時期 ( ) 前職の代行保険会社 ( ) ○○生保 過去の基業共通試験復活について 前職にて生保次郎 募集人の登録をしており、退職から2年以内に再度募集人登録をする場合、専門課程試験未達成の場合は、専門課程試験を除く他の復活が可能となる場合があります。ただし、専門課程試験未達成の場合、専門課程試験を除く他の復活が可能となる場合があります。( ) □ 前職の希望未達成 ■以下、分かる限り裏面に記入ください 前職の退職時期 ( ) 前職の代行保険会社 ( ) ○○生保
貴店の採用基準に加えて、 「使用人の要件(雇用形態・法令等 による基準)」を充たしていること を確認してください。	貴店の採用基準に加えて、 「使用人の要件(雇用形態・法令等 による基準)」を充たしていること を確認してください。
【使用者登録が認められない例】	【使用者登録が認められない例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・委託や委任など)雇用・派遣 ・出向以外の形態</li><li>・申請の日から3年前までの間に 保険募集に関して、著しく不適当 な行為を行ったもの</li><li>・破産者で復権を得ないもの</li></ul>
※上記は事例の一部です。 詳細は裏面の「生命保険の募集に 従事する使用者の要件」をご参照 ください。	※上記は事例の一部です。 詳細は裏面の「生命保険の募集に 従事する使用者の要件」をご参照 ください。
過去に業界共通試験資格があり、募集人廢業から2年以内に再度募集人登録した場合 は、以下の試験資格を復活させることができます。	過去に業界共通試験資格があり、募集人廢業から2年以内に再度募集人登録した場合 は、以下の試験資格を復活させることができます。
【復活可能な試験資格】	【復活可能な試験資格】
・専門課程試験 ・応用課程試験 ・大学課程試験	・専門課程試験 ・応用課程試験 ・大学課程試験
合格情報データを確認するにあたり、前職 の情報「退職時期・代申会社」について分 かる範囲でご記入をお願いします。	合格情報データを確認するにあたり、前職 の情報「退職時期・代申会社」について分 かる範囲でご記入をお願いします。

# 登録申請兼誓約書 記入例

●財務局へ生命募集人の登録を申請するための書類です。

また、登録申請あたり、「登録の拒否」要件に該当しないことをご誓約頂く書類です。

●記入はボールペンをご使用ください。消えるボールペンは使用できません。

●記載内容を訂正する場合は、二重線で訂正ください。訂正印は不要です。

この書類を記入した日をご記入ください。

2023年4月1日

財務(支)局長 殿

登録申請兼誓約書

保険業法第277条第1項の規定により、同法第276条の生命保険募集人の登録を申請します。また、保険業法第276条の登録を申請するに当たって、同法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）、第9号（同項第6号に係る部分を除く。）、第10号又は第11号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

区分 法使 個使 内  
氏名 (アガツ)セイホ ジロウ  
生保 次郎  
生年月日\* (西暦) 2000 年 1月 1日  
性別 男 女

※登録申請時点で未成年の場合、別途法定代理人の届出が必要です。弊社までご連絡ください。

個使(個人代理店使用人)を選択してください。

■保険業法第279条(登録の拒否)

内閣府規則大綱は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請者が(ほぞの)の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 被保険者開始の決算を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 禁錆以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けたことがなくなった日から3年を経過しない者
- この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けたことがなくなった日から3年を経過しない者
- 第307条第1項の規定により第276条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第38条第1項(第3号、第4号、第5号及び第6号を除く。)の規定により第276条の登録を取り消された(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者でその役員若しくは金融サービスの提供に関する法律に該当するもの又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に該当する外國の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合を含む。)又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に該当する外國の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合を含む。))
- においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)
- 心身の故障により保険募集の業務に係る業務を適正に行うことのできない者として内閣府令で定める者
- 申請の日前3年以内に保険募集又は保険媒介業務に関与し著しく不適当な行為をした者
- 保険仲立若しくはその役員若しくは保険募集を行う使用者又は金融サービス仲介業者(保険媒介業務を行う者に限る。第11号ロにおいて同じ。)の役員若しくは保険契約の紹介を行なう使用者
- 業者に該当する者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号、次号又は第11号ロのいずれかに該当するもの
- 法人でその役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの。心身の故障のため業務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
ロ、第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する者
- 個人でその保険募集を行う使用者のうちに第7号又は次号ロに該当する者のあるもの
- 法人でその役員又は保険募集を行う使用者のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの  
イ、第7号に該当する者  
ロ、金融サービス仲介業者

法使・個使・内用

必ず点線で切り取り定形封筒に貼付けしご使用ください。（全面密着）

